

## ○岡山理科大学大学院工学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学大学院工学研究科履修規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第9条に基づき、工学研究科(以下「本研究科」という。)において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第2条 大学院学則第4条の2第3項に基づく本研究科の教育研究上の目的を達成するため、開設する授業科目については体系的に整備するものとする。

2 本研究科において開設する授業科目名、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。

(授業時間)

第3条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

| 1時限        | 2時限         | 3時限         | 4時限         | 5時限         |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 9:10~10:40 | 10:55~12:25 | 13:15~14:45 | 15:00~16:30 | 16:45~18:15 |

(授業科目の履修)

第4条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。

3 他専攻の講義科目を履修する場合は、授業科目の担当教員、所属専攻長、指導教員、及び教務課の承認を得れば履修することができる。

4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。

5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修の特例)

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、大学院学則第6条の2の規定及び大学院学則第12条第1項、第2項各号のただし書に基づき在学期間の短縮を認められた者は、上位年次配当の授業科目を履修することができる。

(単位の認定と学習の評価)

第5条 大学院学則第13条に基づく単位の認定及び学習の評価は、科目ごとに次の等位(評価基準)によって行う。

| 評点          | 評価    | 判定    |
|-------------|-------|-------|
| 100点~90点    | S(秀)  | 単位認定  |
| 89点~80点     | A(優)  | 単位認定  |
| 79点~70点     | B(良)  | 単位認定  |
| 69点~60点     | C(可)  | 単位認定  |
| 59点~0点      | D(不可) | 単位不認定 |
| 未受験又は受験資格なし | E     | 単位不認定 |
| 合格          | O     | 単位認定  |
| 不合格         | X     | 単位不認定 |
| 科目認定        | N     | 単位認定  |

2 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」(現時点では良好)、「I」(努力を要する)で表示し、学習指導上の参考とする。

(修了要件)

第6条 大学院学則第12条に定めるもののほか、本研究科修士課程及び博士課程(後期)の修了要件は、別表Ⅰの各専攻欄外の条件を満たすこと。

(教育職員免許状取得のための授業科目の履修)

第7条 大学院学則第24条に規定する教育職員免許状を取得するために必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅱのとおりとする。

- 2 学部で一種免許状を取得した者が、中学校教諭専修免許状、高等学校専修免許状を取得する場合には、本研究科において、別表Ⅱの「教科及び教科の指導法に関する科目」を24単位以上修得するものとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、工学研究科委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成29年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成30年度入学生から適用する。

附 則 (令和2年3月31日 決裁)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この改正規程は、令和2年度入学生から適用する。

附 則 (令和3年4月1日 決裁)

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この改正規程は、令和3年度入学生から適用する。

附 則 (令和3年9月22日 第6回大学協議会)

この改正規程は、令和3年9月22日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日 第12回大学協議会)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この改正規程は、令和4年度入学生から適用する。